

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の軽減についての方針 Ver. 2

### (1) 保護者と連携した健康管理の徹底

- 登校前の健康観察カードを活用した朝夕の検温、健康観察の徹底、必要事項の記入、提出及び、同居家族の体調管理にもご協力をお願いします。
- 体調不良（発熱、咳等の風邪症状、倦怠感がある等）の場合、登校させないようお願いいたします。その場合の自宅休養は、欠席ではなく「出席停止」となります。

### (2) マスク着用

- 登下校中や校内では、飛沫防止の観点からマスクを着用するよう指導します。ただし、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外します。

### (3) 咳エチケット

- マスクをせずに咳をするときは、袖やハンカチで口を覆うこと、人のいない方に顔を向けることを指導します。わざと咳を顔にかけるなどの悪ふざけは、大きなトラブルになる可能性が高いので、予め指導をします。

### (4) 手洗い

- 外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うよう、声をかけていきます。
- 手洗いの際は、指や爪の間も石けんを使用し、しっかりと洗う習慣を身につけさせていきます。
- 手を拭くハンカチやタオルは個人持ちとし、共用しないよう指導します。

### (5) 「3つの密」を避ける

- ① 換気の悪い密閉空間をつくらないよう工夫します。
  - 換気は、可能な限り、2方向の窓を同時に開けます。
- ② 多くの人が密集する場所をつくらないよう工夫します。
  - 身体的距離（1 m以上）を確保します。
- ③ 近距離での会話や発声等の場面をつくらないよう工夫します。
  - 対面での活動や少人数での話し合い等、近距離で活動する密接場面を作らないよう工夫します。

## (6) 感染リスクの高い学習活動

- 換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討します。
- できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしません。
- 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせます。

## (7) 休み時間・放課後

- 教室・廊下等の窓を開放し、換気に努めます。
- 手洗い、うがいの呼びかけをします。
- 終業後は、速やかに下校させます。

## (8) 給食

- 給食前には、児童生徒等全員がマスクの着用、手洗いを徹底します。
- 可能な限り教職員が配膳します。給食当番が配膳する場合は、手洗い・うがい・手指の消毒を徹底してから行わせます。
- 机を向かい合わせにしないで、前向きで食べます。

## (9) 清掃

- 児童生徒の清掃は必要最低限の場所とし、可能な限り窓を開け、十分に換気をします。
- 清掃時はマスクを着用させ、短時間で行うよう工夫します。
- 終了後は、石けんによる手洗いと、うがいをさせます。

## (10) 消毒

- 1日に1回以上、ドアノブや窓のさん、階段の手すりなどに消毒液をスプレーし、きれいな布等でふきとります。